

議案第五号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田

中

良

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第十九条第五項及び」を削る。

第十九条第五項中「（休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の月六十時間を超える日曜日又はこれに相当する日の超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を改定する等の必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>第八条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合にあつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第四条及び第五条第一項に規定する週休日という。</p> <p>第二十四条の二第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>（超過勤務手当）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2 及び 4 略</p>	<p>第八条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合にあつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第四条及び第五条第一項に規定する週休日という。第十九条第五項及び第二十四条の二第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>（超過勤務手当）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2 及び 4 略</p>

5 正規の勤務時間を超えてした勤務

の時間と割振り変更前の
正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と
の合計が一箇月について六十時間を超えた
職員には、その六十時間を超えて勤務した
全時間に対して、前各項の規定にかかわら
ず、勤務一時間につき、第二十三条に規定
する勤務一時間当たりの給与額に次の各号
に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定
める割合を乗じて得た額を超過勤務手当と
して支給する。

一及び二略

5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休

日における勤務のうち人事委員会の承認を
得て規則で定めるものを除く。以下この項
において同じ。）の時間と割振り変更前の
正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と
の合計が一箇月について六十時間を超えた
職員には、その六十時間を超えて勤務した
全時間に対して、前各項の規定にかかわら
ず、勤務一時間につき、第二十三条に規定
する勤務一時間当たりの給与額に次の各号
に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定
める割合を乗じて得た額を超過勤務手当と
して支給する。

一及び二略